

報 道 資 料

平成24年4月27日
 総務部人事課
 0742-34-4706
 教育委員会事務局教育総務課
 0742-34-5297

職 員 の 懲 戒 処 分 に つ い て

このことについて、下記のとおり処分の発令をした。

記

(1)

所属・補職	旧所属・補職	年齢	処分年月日	処分内容	処分理由	適用法令
人事課 事務職員 中 良治	病院事業課 主務 H23年度	38	H24.4.27	免職	市立診療所及び休日夜間応急診療所の受診者が支払った使用料及び手数料3,595,710円を着服した。	地方公務員法 第29条第1項 第1号及び第3号

(2)

所属・補職	旧所属・補職	年齢	処分年月日	処分内容	処分理由	適用法令
市民生活部長 事務職員		59	H24.4.27	減給10分の1 3月	上司としての管理監督責任を問う	地方公務員法 第29条第1項 第1号及び第2号
市民生活部次長 事務職員		59	H24.4.27	減給10分の1 2月	上司としての管理監督責任を問う	地方公務員法 第29条第1項 第1号及び第2号
市民生活部参事 技術職員		59	H24.4.27	戒告	上司としての管理監督責任を問う	地方公務員法 第29条第1項 第1号及び第2号
教育総務部参事 中央図書館長事務 取扱 事務職員	病院事業課長 H23年度	59	H24.4.27	減給10分の1 6月	上司としての管理監督責任を問う	地方公務員法 第29条第1項 第1号及び第2号
病院事業課長 事務職員	病院事業課長補佐 H23年度	55	H24.4.27	減給10分の1 3月	上司としての管理監督責任を問う	地方公務員法 第29条第1項 第1号及び第2号
秘書課主任 事務職員	病院事業課係長 H23年度	44	H24.4.27	減給10分の1 1月	上司としての管理監督責任を問う	地方公務員法 第29条第1項 第1号及び第2号